

# 山梨県無電柱化推進計画（第7期）

平成31年1月

山梨県



## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両などの通行に支障を来すなど、様々な危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することなどを目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく都道府県無電柱化推進計画として、今後山梨県の無電柱化の基本的な方針、目標、施策などを定めるものである。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 山梨県における無電柱化の現状

山梨県における無電柱化は、台風や風や地震時における電柱の倒壊による交通の遮断や、景観保護に有効であることから、市街地の幹線道路や世界遺産富士山周辺の主要道路を中心に、これまで6次にわたり計画を策定し、約120kmの整備を進めてきた。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

近年の激甚化する災害の発生状況や、観光地などで電柱・電線が風情のある景観を損ねている状況などから、無電柱化を求める声が高まりつつある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、今後も、県民と関係者の理解、協力を得て、防災や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などの観点から、無電柱化の必要な道路において、強力に進めていく。

### 3) 適切な役割分担による無電柱化の推進

国、県、市町村及び電線管理者は、4)に掲げるような無電柱化が必要な道路において、無電柱化法に明記されたそれぞれの責務に基づき、適切な役割分担により無電柱化を推進する。

### 4) 無電柱化の対象道路

事業の実施に当たっては、工事や地上機器の設置場所などについて、沿道住民などの合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、直轄国道や市町村道など山梨県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

#### ① 防災

緊急輸送道路や緊急輸送道路と繋がる道路の被害の拡大防止を図るため、必要な道路の無電柱化を推進する。また、DID（人口集中地区、Densely Inhabited District の略）地区においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため、無電柱化を推進する。

## ② 安全・円滑な交通確保

道路の円滑な交通確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。特に学校周辺の通学路において、地域住民など関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

## ③ 景観形成・観光振興

世界文化遺産へ登録された、「富士山と信仰・芸術関連遺産群」や景観重要道路、重要文化財周辺、その他著名な観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

## ④ 道路事業などに合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業など」という。）が実施される際に無電柱化を推進する。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とする。

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

30 km の無電柱化の整備を完了する。

## 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民などとの協議を踏まえ決定する。

#### ① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況などを踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝などの整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況などに応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

## ② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民などの合意形成など無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

## ③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

## ④ 道路事業などに合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業などが実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。また、無電柱化を実施しやすいよう施工時期などの調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者などが既設の地中管路などを有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、必要に応じて財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

## 2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

### ① 占用制限制度の適切な運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、山梨県の緊急輸送道路においても実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

### ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線などについて、占用料の減額措置を検討する。

### 3) 関係者間の連携の強化

#### ① 推進体制

道路管理者、防災担当部局、観光担当部局、交通管理者、地方公共団体及び電線管理者などからなる山梨県無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整など無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所などに関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会などを設置する。

#### ② 工事・設備の連携

山梨県の管理する道路において、道路事業などやガスや水道などの地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議など関係者が集まる会議などを活用し、工程などの調整を積極的に行う。

#### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成などの観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設などの公有地や公開空地などの民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

#### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果などについて、山梨県HPなどを活用して周知し、理解を広げる。

## 2) 無電柱化情報の共有

国及び市町村と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、山梨県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。